

みやざきLFPプラットフォーム規約

みやざきLFP事務局

(公益財団法人宮崎県産業振興機構)

(名称)

第1条 本会は、「みやざきLFPプラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の食と農に関する多様な関係者の積極的な参画及び連携を推進することにより、宮崎県の農林水産物等の地域資源を活用した持続的なローカルフードビジネスを創出する地域食品産業連携プロジェクト（以下「みやざきLFP」という。）を支援し、地域経済の発展、社会的課題解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につなげることを目的とする。

(みやざきLFPパートナー)

第3条 本会は、地域の食品産業に関する多様な関係者の中から参画した次のみやざきLFPパートナー（以下「パートナー」という。）をもって構成する。

- (1) 農林漁業者
- (2) 食品加工会社
- (3) 食品卸・小売業者
- (4) 外食・中食業者
- (5) 観光事業者
- (6) 直売所、輸出（地域）商社
- (7) 金融機関
- (8) 公的機関
- (9) その他、みやざきLFP事務局（以下「事務局」という。）が認める事業者、団体

(活動内容)

第4条 第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) パートナー間の情報共有及び連携強化に関する活動
- (2) ローカルフードビジネスの創出に関する活動
- (3) みやざきLFPの取組の情報発信、県内への波及に関する活動
- (4) その他目的を達成するために必要な活動

(入会)

第5条 本会への加入を希望する者は、入会申込書（別記様式第1号）を提出し、事務局の確認を受けなければならない。

2 入会は入会の手引きを別に定める。

3 申込内容に変更があった場合には速やかに事務局へ変更届（別記様式第2号）を提出しなければならない。

(退会)

第6条 パートナーが退会するときは、退会届（別記様式第3号）を提出しなければならない。

2 パートナーが解散又は営業を停止したときは退会扱いとする。

(除名)

第7条 パートナーが次の各号のいずれか又は全てに該当する場合、そのパートナーを除名することができる。

(1) 目的に反する行為をするなど本会の信用を害したとき

(2) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

(3) 入会申込書の内容に虚偽があったと判断されたとき

(4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(会費)

第8条 会費は徴収しない。なお本会が実施する個別の活動に必要な経費（交通費等）は、その活動に参加するパートナーが応分の負担を個々に行うものとする。

(分科会等)

第9条 活動の必要に応じて、本会にパートナーの一部により組織された分科会等を設置することができる。

2 本会のパートナーは、分科会等の設置を提案できる。

3 分科会等には、必要に応じてパートナー以外の者の出席を求めることができる。

(事務)

第10条 本会の事務は事務局が処理する。

(雑則)

第 11 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。